

税金

市税について

問	市民税課 (法人)	☎ 841-1314	
	(軽自)	☎ 841-1352	FAX 841-3039
	(個人)	☎ 841-1353	
	資産税課	☎ 841-1361	FAX 841-3039
	納税課 (管理)	☎ 841-1379	
	(徴収)	☎ 841-1380	FAX 841-6099

市税は、市の財源の中で最も大きな割合を占め、福祉、教育、まちづくりなどを進めていく上で欠かすことのできない財源です。市税には、個人の市民税や法人の市民税のほか、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、都市計画税などがあります。市税の納期内の納付にご理解とご協力をお願いします。

個人の市・府民税

個人の市・府民税は、皆さんに広く均等に負担していただく均等割と、その人の所得金額に応じて負担していただく所得割とがあります。1月1日現在で枚方市に住所があり、前年中に所得がある人は、毎年3月15日までに申告が必要です。ただし、所得税の確定申告をする場合や給与収入または年金収入のみの場合など、申告が不要な場合がありますのでお問い合わせください。

納める人

- ① 毎年1月1日現在で、市内に住所がある人…均等割と所得割
- ② 毎年1月1日現在で、市内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷がある人…均等割

納める額

◆均等割額=4,300円(市民税3,000円、府民税1,300円)

◆所得割額(市民税・府民税それぞれで計算した合計額) = 課税総所得金額(所得金額 - 所得控除) × 税率 - 税額控除(調整控除等)

※一般の税率は市民税6%、府民税4%です。

◆森林環境税=1,000円(国税)

森林環境税について

大阪府では、平成28年度から令和元年度の4年間、森林や都市の緑が有する公益的機能を維持増進するための環境整備に係る施策に必要な財源を確保するため、森林環境税を個人府民税均等割額に300円加算していましたが、加算期間が令和9年度まで延長になりました。そのため、府民税均等割年額は1,300円となります。また、令和6年度からは国税にも森林環境税が創設され1,000円が加算されることとなり、市町村において個人住民税均等割4,300円と合わせて徴収するため、均等割と森林環境税の合計は一人年額5,300円となります。

法人の市民税

市内に事業所等がある株式・有限会社などの法人等は、税務署・府税事務所だけでなく、枚方市に法人市民税の申告・納税の義務があります。

(広告)

木戸口修通税理士事務所
税理士 木戸口 修通

相続税・贈与税 法人税・所得税
確定申告 決算書作成

お気軽にご相談下さい
枚方市禁野本町1丁目8-23
TEL.072-848-8703
駐車場併設 市立ひらかた病院(東側)前

深田武志 税理士・行政書士事務所

相続税・贈与税・不動産や株の
譲渡所得・遺言書など

国税専門官として約36年間、税務署、国税局に勤務。局で資産税調査専門の資料調査課で筆頭実査官。署で国際税務専門官、統括官、特別国税調査官 真実、ありのままの相談を御願い致します(秘密厳守)。相続人間に不信感を抱かれない丁寧な申告書作りです。

◆京阪本線樟葉駅から徒歩 約10分
◆京阪バス 中くずは停留所より徒歩 約1分

枚方市楠葉中町37番1号 駐車場あり
☒contact@fukada-tax.jp https://fukada-tax.jp/
ご相談・お問合せはお気軽に!
072-856-4630

経営に関する全てを
総合的にサポートいたします

税務相談 税務申告 相続贈与 法人設立

その他 税務代理、税務書類の作成、
税務調査対策などのお客様のニーズに対応!

072-807-3213

平田義明税理士事務所

枚方市長尾元町5-15-7
中央建設ビル301号室
詳しくはHPへ ▶

P 有り

固定資産税・都市計画税

固定資産税は、固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有している人が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。そのうち市街化区域内または、市街化調整区域内の地区計画区域に所在する土地・家屋を所有する人には都市計画税があわせて課税されます。

納める人

- ◆**固定資産税**…毎年1月1日現在で、市内に固定資産を所有している人
- ◆**都市計画税**…毎年1月1日現在で、市内の市街化区域内または、市街化調整区域内の地区計画区域に所在する土地・家屋を所有している人

納める額

- ◆**固定資産税**＝固定資産の価格（課税標準額）×税率（1.4%）
- ◆**都市計画税**＝固定資産の価格（課税標準額）×税率（0.3%）

国が定めた固定資産評価基準に基づいて固定資産を評価し、市長が決定した価格をもとにそれぞれ課税標準額を算定します。

《償却資産》事業のため所有している構築物、機械、装置、車両（自動車税および軽自動車税を課税されているものを除く）および運搬具、工具・器具および備品等の資産も課税の対象となり、その所有者に課税されます。償却資産を所有されている人は、毎年1月1日現在の状況を1月末までに申告してください。

その他の税

- ①**軽自動車税**…軽自動車税は原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者または使用者に対して課税されます。

納める人

納税義務者は毎年4月1日現在、市内に主たる定置場のある軽自動車などを所有または使用している人。

申告

軽自動車などを取得した人、名義を変更する人、廃車にする人（現在所有していないのに廃車手続きがまだの人）は、必要なものを確認のうえ、次の場所で手続きをしてください。

1. 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車…市民税課（市役所本館2階）
2. 軽三輪・軽四輪…**軽自動車検査協会高槻支所**（高槻市大塚町4-20-1、☎050-3816-1841（コールセンター））
3. 軽二輪（125cc超250cc以下）・二輪の小型自動車（250cc超）…**近畿運輸局大阪運輸支局**（寝屋川市高宮栄町12-1、☎050-5540-2058（自動車登録ヘルプデスク））

- ②**市たばこ税**…市内でたばこを購入されると、市たばこ税がたばこ卸売販売会社等を通じて市に納められます。たばこは枚方市内でお買い求めください。

- ③**事業所税**…市内にある事業所等の延床面積の合計が800㎡を超える、または従業者数の合計が80人を超える個人・法人は、事業所税の申告が必要です。詳細はお問い合わせください。



納税の方法は

税目	納税の方法・納期
個人の市・府民税	普通徴収…市から送付する納税通知書により納税者に通知されます。6・8・10・12月の4回に分けて納めてください。
	給与からの特別徴収…特別徴収税額の決定通知書により事業所を通じて通知されます。給与支払者が、毎月その人の給与から引き去り、翌月10日までに納めることになっています。
	公的年金からの特別徴収…市から送付する納税通知書により納税者に通知されます。年金支払者が、4・6・8・10・12・2月の年金支払月にその人の年金から引き去り、翌月10日までに納めることになっています(但し、徴収開始年度の6・8月は普通徴収で納めていただくことになります)。
法人の市民税	事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に申告・納付。
固定資産税・都市計画税	納税義務者には市から送付する固定資産税・都市計画税納税通知書により通知されます。5・7・9・11月の4回に分けて納めてください。
軽自動車税	市から送付する納税通知書により納税者に通知されます。納期限までに納めてください。
事業所税	事業年度終了の日から2カ月以内に申告・納付。ただし、個人については3月15日までに申告・納付。

口座振替のご利用を

個人の市・府民税の普通徴収、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納税には、便利で確実な口座振替制度をご利用ください。申請用紙は市内の各取扱金融機関・郵便局に置いていますが、納税課に連絡いただければ送付します。

パソコンやスマートフォンでの納付が可能に

市税の納付は、パソコンを使用し、eTAXや地方税お支払サイト(令和8年9月に、「eLお支払サイト」へ名称変更予定)で納付が可能です。また、個人市・府民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税については、納付書のeLQRコードを各種スマートフォン決済アプリで読み込ませることで納付が可能です。詳しくは、納税通知書に同封しているチラシまたは市ホームページをご参照ください。

納付相談・税の減免

やむを得ない理由により納期内に納めることが困難な場合は、放置せずまずご相談ください。また、災害に遭われた場合など、事情により減免を受けられることがあります。納付相談については納税課、減免については市民税課・資産税課へお問い合わせください。

税についての証明は

市税の課税(所得)証明・納税証明などの発行は、市役所本館1階の証明発行コーナーまたは各支所(113ページ)で行っています。申請できるのは、本人です(運転免許証等の本人確認書類持参)。

代理人の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。また、納税証明の場合は、領収書もあわせてご持参ください。証明の発行は有料です(ただし、軽自動車の車検用納税証明は無料)。

マイナンバーカードをお持ちの人は、市・府民税の課税証明書(現年度、前年度分のうち申告済みのもの)を全国のコンビニエンスストアで発行することができます(113ページ参照)。市税の申告方法等については市民税課へお問い合わせください。

